1　**件名**　「手話言語条例」制定について

2　**趣旨**

手話が音声言語と対等な言語であることを広く町民に広め、聞こえない人が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とし、すべての町民が共に暮らすことのできる、地域社会の実現のため、「手話言語条例」を制定すること。

3　**理由**

言語は、お互いに意思や感情を伝え、理解し合い、知識を蓄え、文化を創造し、継承する上で必要不可欠のものです。

手話は手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そして、ろう者などの手話を必要とする人が自分らしく生きていく上で、手話はかけがえのないものです。

しかしながら、長い間、手話は言語と認められず、手話を必要とする人たちは、不安を抱えたまま生活をしていました。

そのような中で、徐々に手話が知られるようになり、障害者権利条約（2006 年 12 月）には、「手話は言語」であることが明記されました。また、「改正障害者基本法」（2011 年 8 月）では「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く町民に広め、聞こえない人が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使える環境を整え、すべての町民が共に安心して生活できる地域社会の実現のため「手話言語条例」が必要と考えます。

情報コミュニケーション条例は、すべての障害者対象のコミュニケーション施策です。手話言語条例は、手話を言語として使用している聴覚障害者対象の福祉施策です。情報コミュニケーション条例だけでは、内容が不十分のため手話言語条例が必要です。

本年令和 7 年は日本でデフリンピックが開催されることもあり、本年度中に手話言語条例の制定方針を決定し、その上で手話言語条例準備委員会（ろう者、手話関係者などを含む）を立てて、討議を重ね、より良い「松伏町手話言語条例制定」が実現することを願っています。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願いたします。

令和 7 年　6 月　4 日

松伏町議会議長　　田口　義博　様

請願者　　○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○